(4) 竹富三角点から二二九度四五分二、九五〇メートルの地点
(5) 竹富三角点から二二八度三〇分二、九七三メートルの地点
(6) 竹富三角点から二一三度三、一四〇メートルの地点
(7) 竹富三角点から二一一度三、一三二メートルの地点
(8) 竹富三角点から一九六度四五分二、八六八メートルの地点
(9) 竹富三角点から一七八度二、五四四メートルの地点
(10) 竹富三角点から一六八度三〇分二、五六〇メートルの地点
(11) 竹富三角点から一〇八度三〇分二、九二六メートルの地点
(12) 竹富三角点から一一〇度三、〇二四メートルの地点
(13) 竹富三角点から一六七度三〇分二、六七四メートルの地点
(14) 竹富三角点から一七七度四五分二、六五七メートルの地点
(15) 竹富三角点から一九五度四五分二、九六九メートルの地点
(16) 竹富三角点から二〇四度一五分三、四六三メートルの地点
(17) 竹富三角点から二〇六度三〇分三、七〇〇メートルの地点
(18) 竹富三角点から二〇八度三〇分四、五六五メートルの地点
(19) 黒島三角点（北緯二四度一四分一五秒東経一二三度五九分四一秒）から四一度四五分六、七二四メートルの地点
(20) 黒島三角点から二七度四五分五、一四八メートルの地点
(21) 黒島三角点から二五度三〇分四、九六五メートルの地点
(22) 黒島三角点から一八度四五分四、四一七メートルの地点
(23) 黒島三角点から一六度四五分四、二七五メートルの地点
(24) 黒島三角点から一度一五分三、四一六メートルの地点
(25) 黒島三角点から三二〇度四五分三、三一一メートルの地点
(26) ポン山三角点（北緯二四度一四分二一秒東経一二三度五六分四五秒）から二五度一五分二、〇八八メートルの地点
(27) ポン山三角点から三〇七度一五分二、四二六メートルの地点
(28) 大原三角点（北緯二四度一六分三四秒東経一二三度五二分三三秒）から一三一度四五分四、一三九メートルの地点
(29) 大原三角点から一三〇度四五分四、〇四三メートルの地点
(30) ポン山三角点から三一一度三〇分三、九一四メートルの地点
(31) ポン山三角点から三三七度一五分四、二一五メートルの地点
(32) ポン山三角点から三五七度四五分四、六四五メートルの地点
(33) 小浜三角点（北緯二四度二〇分四九秒東経一二三度五八分四二秒）から一五三度四五分五、七二八メートルの地点
(34) 竹富三角点から二五一度三〇分五、三一六メートルの地点
(35) 竹富三角点から二五二度五、二三二メートルの地点
(36) 竹富三角点から二六九度三〇分四、三六〇メートルの地点
(37) 竹富三角点から二六八度一五分四、一二二メートルの地点
(38) 竹富三角点から二五九度三〇分三、一二九メートルの地点
(39) 竹富三角点から二五八度三〇分三、〇七八メートルの地点
(40) 竹富三角点から二三九度一五分二、八二七メートルの地点
(41) 竹富三角点から二二九度四五分三、〇八四メートルの地点
(42) 竹富三角点から二一一度四五分三、二八七メートルの地点
(43) 竹富三角点から二〇〇度三、〇二九メートルの地点
(44) 竹富三角点から二〇五度四五分三、三九七メートルの地点
(45) 竹富三角点から二〇八度一五分三、六六二メートルの地点
(46) 竹富三角点から二一〇度四、五二五メートルの地点
(47) 黒島三角点から四一度六、七七九メートルの地点
(48) 黒島三角点から二六度四五分五、二三五メートルの地点
(49) 黒島三角点から二四度三〇分五、〇四八メートルの地点
(50) 黒島三角点から一六度四五分四、四四一メートルの地点
(51) 黒島三角点から〇度三〇分三、五一九メートルの地点
(52) 黒島三角点から三二一度三〇分三、四一八メートルの地点
(53) ポン山三角点から二三度三〇分二、一八二メートルの地点
(54) ポン山三角点から三〇九度一五分二、五〇七メートルの地点
(55) 大原三角点から一二九度一五分四、一六八メートルの地点
(56) ポン山三角点から三一一度三〇分三、七九九メートルの地点
(57) ポン山三角点から三三七度四五分四、一〇二メートルの地点
(58) ポン山三角点から三五八度一五分四、五三八メートルの地点
(59) 小浜三角点から一五三度四五分五、八四三メートルの地点
(60) 竹富三角点から二五〇度一五分五、二〇五メートルの地点
(61) 竹富三角点から二六七度一五分四、三〇九メートルの地点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年七月二十日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に、改正後の港湾法施行令別表第十一号に規定する関門航路及び同表第十六号に規定する竹富南航路の区域のうち、この政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直**人

告示

○政治資金適正化委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年七月十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一〇八一	髙橋　長文	二三、二、一七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四四四	保坂　學	二三、四、六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号